

自転車登録手続きについて

獨協大学ではキャンパス内の放置自転車をなくし良好な歩行空間を確保するため自転車登録を実施しています。大学に登録をしていない自転車はキャンパス内に駐輪できませんので、ご注意ください

なお、駐輪場の収容スペースには限りがあるので、近隣の方はなるべく徒歩通学するようご協力ください。

通学用自転車の登録を希望する方は、以下の要領に従って手続きをしてください。

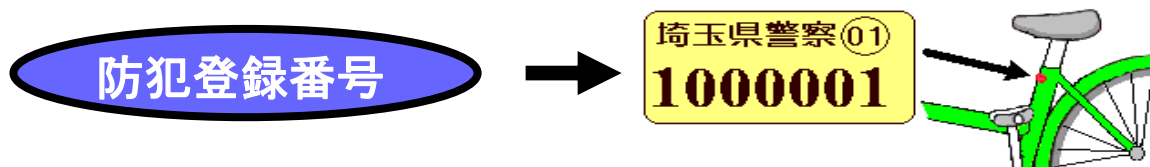
1. 登録制限

- ① 自宅から大学までの通学用に使用する自転車のみ
(獨協大学前<草加松原>駅から大学までの利用は登録できません。)
- ② 1人1台の登録
- ③ 自転車防犯登録をしている自転車

2. 登録手続き

- ① PorTaⅡのダウンロードセンターから「自転車登録申請書」をダウンロードし、必要事項を記入(自転車防犯登録番号が必要です)
- ② 学生証を提示のうえ、「自転車登録申請書」を提出
※4月は学生課前に自転車登録申請の専用ブースを用意します。
- ③ 受け取った登録証シールを自転車後輪カバーの見やすいところに貼付

自転車を利用する者は、法律により「自転車防犯登録」が義務化されています。
防犯登録をしていない自転車は大学の登録申請手続きができません。



3. 取扱い窓口

学生課

(オープンカレッジ生は、エクステンションセンター)

4. 登録証の有効期限

離籍(卒業等)するまで有効です。自転車通学をやめたときは、速やかに登録証シールを剥がして破棄してください。

5. 自転車保険

埼玉県では、自転車保険の加入が義務づけられていますので、必ず加入してください。獨協大学同窓会事務室(35周年記念館1階)で自転車保険に加入することができます。

6. 遵守事項

- ① 自転車はキャンパス内駐輪場の白線内に整列して停めてください。
- ② 終夜駐輪、長期駐輪は禁止します。
- ③ 学内外を問わず迷惑駐輪、違法駐輪は絶対しないでください。

- ④ 申請書の記載事項に変更が生じた場合（住所変更、廃棄、譲渡、買換え等）は、速やかに登録時の窓口まで届け出てください。
- ⑤ 事故（盗難・自転車損傷等含む）について大学は一切責任を負いませんので、各自が十分注意し自己管理を徹底してください。
- ⑥ 交通ルールを守り、安全運転を心掛けてください。
二人乗り禁止、飲酒運転禁止、並進禁止、夜間は点灯、運転中の携帯電話禁止、
運転中のイヤホン禁止、傘差し運転禁止
- ⑥ 放置自転車は定期的に撤去します。

※上記事項に反する行為があった場合には、登録を抹消する場合があります。

2021年4月
学生部 学生課